

1 使用の目的

御所市ロゴマーク（以下「ロゴマーク」といいます。）は、御所市の様々な取組を効果的に宣伝し、御所市の印象を高めることを目的としています。その目的を逸脱することのないよう、御所市ロゴマークの使用に関する要綱の規定を遵守し、適切に使用してください。

2 ロゴマークのデザイン

「単体での使用」と「マークと文字デザインの組み合わせによる使用」の2種類があります。

1 単体で使用する場合



C15 M90
Y55 K0

C0 M0
Y0 K100

C55 M40
Y70 K0

※花柄の3つの点及びロゴマークに組み込まれた「GOSE CITY」の文字の色は、白（C0 M0 Y0 K0）とする。

2 マークと文字デザインを組み合わせる場合

(1) マーク



C15 M90
Y55 K0

C55 M40
Y70 K0

※花柄の3つの点の色は、白（C0 M0 Y0 K0）とする。

(2) 文字デザイン

御所市
GOSE CITY

①ロゴマークは、指定の色によりカラーで表示してください。（ただし、市長が特に認める場合は、単色等で表示することができるものとします。）

②たて・よこの比率を変える、他の文字や絵を重ねるなど、ロゴマークのデザイン

を变形しないでください。

- ③濃い下地で使用するなど、ロゴマークが見えにくくなることのないようにしてください。
- ④マークと文字デザインを組み合わせる場合は、マークと文字デザインが重ならないようにしてください。また、マークと文字デザインを切り離したりせず、一体のものと認識できるようにしてください。（マークと文字デザインの各々の配置や大きさは変更可）

3 ロゴマークの使用

ロゴマークの使用は、無償とします。ただし、ロゴマークに関する一切の権利は、御所市に帰属するものとします。

ロゴマークの使用期間は、承認を受けた日から起算して1年以内とします。（期間満了後において引き続きロゴマークを使用しようとするときは、再度申請を行ってください。）

4 使用承認の取消し

不適切な使用があった場合は、ロゴマークの使用承認を取り消します。この場合、ロゴマークの使用に係る物件の回収を求めることがあります。また、不適切な使用により御所市に損害を生じさせた場合、その損害額を賠償していただくこととなります。なお、御所市は、使用承認の取消しに伴って生じた使用者の損害について、賠償する責任を負わないものとします。

5 問題発生時の対応

ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、直ちに御所市企画政策課に報告し、その指示に従ってください。